

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

「1. いじめの定義」の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かで、たくましい子ども」の育成のために「大淀小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針として、次の3点をあげる。

- ① いじめを「起こさせない（未然防止）」「見逃さない（早期発見）」「見過ごさない（早期対応）」ために、全教職員で「いじめを絶対に許さない」「いじめられた児童を守り通す」という姿勢をもっていじめ対策を推進し、いじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- ② いじめは、加害・被害を問わず誰にでも起こる身近な問題であることを学校全体でしっかりと認識し、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努め、不適切な認識や対応によるいじめの深刻化が起こることのないようにする。
- ③ 学校のいじめ問題に対する姿勢を保護者や地域に広く知らせ、保護者・学校・地域が連携して解決にあたることができるようにする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、積極的に友だちと関わり、互いを理解することの良さや、妥協することの必要性を感じることができるようにする。特に指導者の関わりが影響する学習の場面において、知る喜び、伝える喜び、つながる喜び、を感じることができるようにすることで、互いを思いやり、相手のことを大事に思える気持ちが育つ。そのような、児童をいじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立に関する取組（規律を通してまとまり・切り替えの定着）
 - i. 授業開始終了の時刻の徹底
 - チャイムの合図は、特に配慮の必要な児童にとっても有効な方策。
 - ii. 元気よく規律を感じることができる「あいさつ」の指導
 - 各時間の始業、終業のあいさつを徹底する。場に応じたあいさつができるようにする。
 - iii. 聞く、話す時の正しい姿勢の指導
 - 児童が意識しやすい形での指導を工夫する。
 - iv. 学習中の発言の仕方、話し方の指導の共通理解
 - 発表の仕方の掲示、言葉遣いの指導を工夫する。
- ② 「わかる授業」づくりに関する取組（学習を通して絆を結び育て広げる）
 - i. 児童が自ら気づき、進んで解決しようという意欲をもつことができる学習指導の工夫
 - 習熟度別少人数指導の充実や課題解決的な学習展開の工夫など。
 - ii. 児童相互に活発な意見の交流が行える学習場面の工夫
 - 小グループでの話し合い、話し合いの役割分担など。
 - iii. 表現力を高め、語彙力が定着する学習指導の工夫
 - 辞書の活用、発表機会の確保、より良い表現を意識できる指導など。
 - iv. 学年間の学習内容の接続を意識した、学習指導の工夫
 - 既習学習をいかした学習展開の工夫や振り返りの時間の確保。
- ③ 指導力の向上に関する取組
 - i. 各学年で授業研究に取り組み、学習指導に関わる指導力の向上を図る。
 - ii. 些細なことでも見過ごさずに声をかけることで、学級の安心・安全のために配慮する指導者の姿勢を児童に示す。
 - iii. 学校生活の中で起こるいじめの原因になる問題を、ケーススタディ形式の研修会等を行うことで、いじめのきっかけを察知する感覚を養う。
 - iv. 児童の指導に必要な技術について、校内研修会等を開いて研修し、教職員の持つ経験や技術を伝達することで指導力向上を図る。

(2) 自己有用感を高めることに関わる取り組みについて

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組み
 - i. 帰りの会での取組
 - ・今日のキラキラさん、がんばりさんなど児童同士の認め合いを大切にする。
 - ii. たてわり班活動（異学年交流）での役割とその達成感を感じることができる取組
 - 大淀フェスティバルでの活動、児童集会でのたてわり班の取組など異学年との交流で互いの良いところを認め合うことを大切にする。
 - iii. 学習を通して、互いによいところを認め合う活動を積極的に取り入れる
 - ・相互指名、意見を交流して練り上げる学習展開を工夫する。

- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり
- i. グループ単位、学級単位、学年単位、学校単位でつながりを感じることでできる集団づくりを工夫する。
○係活動の振り返り、みんな遊び、朝の会、終わりの会、校外活動や学年集会、大淀フェスティバル、「みんなで仲良く」等、今ある行事の活用を通して。
 - ii. 教職員が、児童一人一人に声をかけ、どの児童にも、「自分のことを見てもらっている」と感じることができるようにする。
 - iii. P T A、地域の方とつながりを感じることができ取組の活用
○教師以外の方からの声かけで、児童の意識を高める。

③ ほめる指導を充実させるための取組

- i. 教職員の研修の充実
○ピア・サポート活動やS S T等人と関わる力を育てる研修を活用する。
- ii. 児童のいいところを共通理解する機会をもち、一人の児童を多くの目で見ることができるようにする。
○S K I Pの「いいとこみつけ」、学打等打ち合わせの時など。
- iii. 児童の様子に常に目を配り、些細な事でも見落とさずに声をかけることができるようになる。
○児童にとって「ほめられるサプライズ」をしかける。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- i. 特別の教科道徳の教科書を活用し、道徳教育の充実を図る。
- ii. 学級活動の時間を利用して、いじめについて考える時間をもち、児童のいじめを許さず見逃さないという意識を育てるようになる。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- i. コミュニケーションを通じた指導の充実
○ふわふわことば、チクチクことばの指導、ロールプレイングによる疑似体験学習の指導、学級の一体感を生み出す取組を工夫する。
- ii. 生きていることが素晴らしいことで、それは誰にでもあてはまるのだという意識を育てるための取組としての意識づけ
○1/2 成人式、修学旅行での保護者からの手紙など。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導

- i. 指導者が、「傍観者」もいじめているのと同じだという強い姿勢を打ち出し、児童の認識を改めるために働きかける
○学級指導、学年指導、事案の発生時の全体指導などにおいて実施する。
- ii. いじめの問題は、「だれかほかの人の問題」ではなく学級にいるそれぞれの「自分自身の問題」であることが理解できるように指導する
○自分がされたらどう思うか、自分だったらどうするか、そうならないために何をすればよいか、具体的に考え意見を交流する機会をもつ。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化についての取組

- i. 児童理解実践交流会や、特別支援教育部会などを通して、情報の共有化を図るとともに、気になる児童についても全教職員で確認し、多くの目で監護することができるようにする。

② アンケート調査の活用

- i. 学校アンケートやいじめに関するアンケートで、児童の実態を把握し、いじめの兆候を早期につかみ、対処できるようにする。

③ スクールカウンセラーや外部機関との連携

- i. スクールカウンセラーの相談窓口についてのお知らせや、学校外にも相談できる関係諸機関があることを広く知らせるようにして、いじめについての相談をしやすい状況をつくる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

<いじめ事案発見時の対応>

1. 担任の気づきや本人の訴え、保護者からの訴えから、いじめが発見された場合は、担任だけで抱え込まず、すぐに学年間で相談し、管理職、生活指導部長に報告する。
2. 被害・加害児童に事実確認を行い、生活指導部でケース会議を開き、今後の対応（被害・加害児童やその保護者への対応等）を図る。
3. 担任による被害児童への配慮と、加害児童への指導に並行して、全体でもケース会議の方針に従って、被害・加害児童の様子を常に見守ること、些細な事でも気にかかることは担任や生活指導部長、管理職に報告することを共通理解する。
4. どちらの保護者にも対応は丁寧に行う。特に被害児童の保護者には、共感をもって話を聞くようにする。加害児童の保護者には、客観的な事実を正確に伝え、学校としての対応を示す。
5. 対応後も生活指導部会などで経過を報告し、常に学校全体で見守る体制を継続するようにする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめ対策委員会（生活指導部会と兼ねる）

（構成：生活指導部長・各学年1名）

ケース会議（事案発生時）

（構成：校長・教頭・教務主任・生活指導部長・当該学年）

(2) 校内研修会について

- ・児童理解を深めるための実践報告会を年間2回以上行う。
- ・いじめ問題に関わる研修会や講演にできるだけ参加する。

【年間計画】

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ①児童対象のいじめアンケート調査の実施 | 年3回（1・2・3学期） |
| ②学校アンケートによる調査（児童・保護者） | 年1回（2学期） |
| ③学級担任による聞き取り調査（生活指導部会等） | 年2回（1・3学期） |

【研修等】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①人権教育実践交流会（校内外の取組含） | 年2回（2・3学期） |
| ②児童理解実践交流会 | 年3回（1・2・3学期） |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどによる情報発信を行い、保護者や地域に対して意識の啓発を行う。
- ②学校協議会で、学校の取組を説明し、必要に応じて情報交換や協力を仰げるようにする。
- ③事案の内容によっては、関係機関への協力要請や委員会への参加要請も行う。

(3) 取組内容の検証

- ①学校アンケートを活用し、児童の学級集団に対する意識を検証する。
- ②児童対象のいじめアンケートの傾向を分析し、結果を検証する。
- ③いじめ対策委員会で学期ごとの取組を振り返り、全体に報告する。

7. 重大事案への対処

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ①対外的な窓口を教頭に一本化する。
- ②ケース会議を設置し、いじめの実態に関して事実の把握を行い、事案に対処する。
- ③関係機関（警察や児童相談所など）に連絡し、連携・協力を行う。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

